

(1) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の 別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度		
大 特 区 魚 第 16 号	第 1 種 区画漁業	魚類（くろ まぐろを 除く）小割 式養殖業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 11 月 1 日 から翌年 6 月 30 日	大島郡瀬 戸内町浜 グリ崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 32″ E 129° 15′ 30″ 点イ N 28° 12′ 27″ E 129° 15′ 30″ 点ウ N 28° 12′ 27″ E 129° 15′ 26″ 点エ N 28° 12′ 32″ E 129° 15′ 26″	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19 台	大島郡 瀬戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第 33 号 (新設)	第 1 種 区画漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1 月 1 日 から 12 月 31 日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 08″ E 129° 17′ 01″ 点イ N 28° 10′ 18″ E 129° 16′ 52″ 点ウ N 28° 10′ 15″ E 129° 16′ 46″ 点エ N 28° 10′ 04″ E 129° 16′ 56″	別紙ー 1	83 台	大島郡 瀬戸内 町
	団体漁業権							

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第 33 号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）83 台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（5,312 m²）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。